

第1章 教育大綱の策定について

これまでの経緯

本市の教育は、子どもたちに対する関係者の熱意と努力により、常に高い教育水準を維持し、豊かな社会や経済を支える人材の育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子・高齢化や人口減少など社会情勢の急激な変化に伴い、子どもたち一人ひとりが抱える課題が複雑化、多様化する中で、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など多くの問題が顕在化してきており、さらに超スマート社会の実現に向けた技術革新の一層の進展など、これからの社会は、大きく、また急速に変化することが予想されます。

このような時代の変化に対して、これまで培われてきた「周南教育」の成果を受け継ぎながら、「ふるさと周南」を愛し、高い「志」を抱いて周南の未来を担う子どもたちを学校・家庭・地域が一体となって育むとともに、全ての市民がいいきと学び続けることができる生涯学習社会の実現を図るため、平成28(2016)年3月に、市長と教育委員会の連携により「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「教育大綱」という。）を策定しました。

さらに、教育行政の総合的・効果的な促進を図るため、教育大綱の基本理念や取組方針等はそのままに、従来作成していた重点施策の事業概要版である「周南市の教育」と教育基本法第17条第2項の規定による「教育振興基本計画」の内容を加え、包含することにより、平成29(2017)年3月に「新たな教育大綱」として一本化を図り、教育施策の計画的な推進に努めてきました。

こうした本市の教育大綱は、市長と教育委員会との一層の連携強化を図り、それぞれの所掌事務をより一体的に執行するため、「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」（以下「まちづくり総合計画」という。）の教育に関する分野別計画を基本としています。

教育大綱の位置付け

本市の教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、「教育の目標」や「施策の根本的な方針」を総合教育会議での協議を経て、市長が策定するとともに、教育大綱に掲げた教育理念や基本方針を具現化するため、教育基本法第17条第2項に定める「周南市教育振興基本計画」として位置付けることを教育委員会において決定しました。

第2期教育大綱の策定の趣旨

この「新たな教育大綱」に掲げた教育理念や基本方針をさらに具現化するとともに、まちづくり総合計画後期基本計画との整合を図り、本市教育を取り巻く環境の変化や新たな課題に立ち向かい、乗り越えるために、これまでの基本理念及び基本方針を継承しつつ、今後5年間の本市教育の進むべき方向性と施策等を総合的に示した新たな指針として第2期教育大綱を策定するものです。

第2期教育大綱の期間

教育大綱が対象とする期間は、周南市まちづくり総合計画後期基本計画の期間との整合を図るため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。